

## 第11回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成28年9月30日(金) 午後7時～9時  
会場 武蔵野プレイス フォーラムA  
出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、向井委員  
(欠席委員：中山委員)

傍聴者 2名

### 議題

#### 1 委員長挨拶

#### 2 議題

- (1) 第10回委員会議事録の確認
- (2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)骨子案の検討について
- (3) その他

#### ■議題(1) 第10回委員会議事録の確認

資料1 議事録に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

#### ■議題(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)骨子案の検討について

##### 【委員長】

- ・それでは、第11回目の武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会を開催する。早速、資料の確認に入るので、事務局から説明を求める。

##### 【事務局】 説明

##### 【委員】

- ・資料3の前文案の「何々において」や「何々における」といったところが少々固い印象に感じた。中学生も読める内容をということで、なるべく平易な文章のほうがよいのではないか。また、「女性に対するあらゆる形態の差別の～条約」があるが、正式な名称になると難しいので、かぎ括弧でくくったほうがわかりやすいと考えた。それから、「よって、ここに」と、上の4つの段落を受けるのは、以前から少し違和感があった。「よって、ここに」の前に課題がしっかり提示されていないと、条例の意味がはっきりしないのではないか。
- ・3つ目の段落の平和に関する記述に違和感があるとの意見があったが、平和憲法の手帳や様々な武蔵野市のパンフレットなどを見ると、このB29による本土空襲の最初の目的地となったことは、やはり武蔵野市にとって大きな出来事だと思うので、これはこのままでよいのではないか。
- ・「戦後は吉祥寺ピンク街阻止などの環境浄化運動」は、少し前文にふさわしくないかという気はしたが、武蔵野市の女性史の中に、ピンク街阻止ということがきちっと明文化されている。「吉祥寺をピンク街にするな」というタイトルがあり、その活動の一環が書いてある。なので、環境浄化ではわかりにくいということであれば、ここはしっかり「吉祥寺ピンク街阻止など、環境浄化運動の先駆けとなる活動」と書いたほうが、むしろ読む方にとってわかりやすいのではないか。
- ・流れとしては、日本国憲法のことから武蔵野市の取り組み、そしてかつての武蔵野市での出来事、女性の積極的な活動があった経緯があるということで、その後、「しかしながら今なお、性別等による固定的な役割分担の意識や」とすれば、その条例の制定の意義がはっきりすると考え、このような形の案とした。
- ・4段落目の、「性別等による固定的な役割分担の意識」は、前は「ジェンダーバイアスによる」と書いたが、「ジェンダーバイアス」の言葉がよくわからないとの委員の意見があった。もしわからなければ、定義のところを書けばよいかと考えたが、この「ジェンダーバイアス」という言葉はもう20年も前の言葉であり、今にふさわしくないとの話があった。本当にそうであれば、ここはやはり「性別等による固定的な役割分担の意識」としたほうがよいかと考える。

**【委員長】**

- ・資料3と資料6の案は段落の並びが異なっている。「数次にわたる」とした理由は、年号を区切ってしまうより、今後も使うからということだった。少し固い言い回しである、「何々において」という表現は減らしてもいいのかもしれない。具体的な記述で、平和の問題をどう取り込むかということと、環境浄化運動等をどう取り込むか。その置き場所である。「しかしながら」の前なのか後なのか。ロジックにもよる。

**【委員】**

- ・言葉が固いのは、私は法律の文章になれているので、もともと固いとは思えないが、そこは見解の違いとか感覚の違いではないか。順番については、国単位で法や条約がどうなっている、その後武蔵野市が主体のものと市民が主体のものというように続き、武蔵野市でも頑張っている、でもなおこのような問題があるので、この法律が必要である、といった流れのほうがよさそうである。なので、直近を「しかしながら」にして、最後に、この条例を制定するという流れのほうが、大きい流れとしてはわかりやすい文章になるのではないか。あとは、平和の部分はどうするかは扱いが難しい。平和自体は大事なので、入れてもいいのかもしれないが、あまり量があると浮いてしまうかもしれない。

**【委員長】**

- ・流れからすると、我が国、武蔵野市、そして市民の運動、そして「しかしながら」のほうがよいということである。平和の問題で、B29は具体的過ぎないかという話が出たが、今回は中島飛行機という具体的な名称が入る案である。戦争の悲惨さや平和の尊さを訴えることを大切にしてきた都市であることや、それとともに一人ひとりの命と人権が守られるという、そのことに取り組んできたというあたりは少し強調してもよいのではないか。
- ・資料3の資料③の右側だが、これは何か生かせないかと考える。それから環境浄化運動は、公的な文言としては環境浄化運動でよいとなっているのだが、見てもよくわからないということがあった。ピンク街阻止との表現は具体的でよいのだが、条例の前文としてはいかがかという気がする。

**【担当部長】**

- ・実際に平和について書くとすると、市の様々な文書の中で、丸めて書いている面がある。本当に詳しく書くとすれば、本土空襲の最初の目的地というより、サイパンから飛び立ったB29による最初の攻撃地が武蔵野ということになる。

**【委員】**

- ・サイパンからというのがあるのか。

**【担当部長】**

- ・そうだ。歴史的な面から見るとこれは正しくない。丸めてしまうのであればこれで通るのだが、条文として残るとなると、正しくないので指摘される可能性がある。資料3の案であれば、どこにも問題がない。

**【委員】**

- ・前回の委員会でB29は具体的過ぎるのではないかという意見があり、男女共同参画と平和の問題の関係性がどうかということが大きな論点になった。その課題を何とか解決しようということでこのようにした。戦争の悲惨さや平和の大切さということを考えると、空襲の最初の目的地というよりも、製作所があったために空襲による多くの戦災を9回ほど受けているということのほうがより影響が大きいと考え、このような形にした。もう一つは、ただ戦争の悲惨さ、平和の大切さだけでは少し弱いので、男女平等とつなげるためにはやはり命と人権という言葉を入れて、条例の前文としてつなげるようにした。少し長くなったが、そのような意図である。

**【委員長】**

- ・空襲を受けた理由は欲しいところである。それに加えて、男女平等につなげるためには命と人権ということである。この案でよろしいかと考えるが、いかがか。

**【委員】**

- ・軍需工場である中島飛行機製作所という固有名詞は入れるべきなのか。固有名詞を出してしま

うことが気になった。

【委員】

- ・なくても、大きく広げれば通用する。「軍需工場があったことから」という形でもいいかもしれない。

【副委員長】

- ・固有名詞がここだけ出てくるのもいかがか。

【委員長】

- ・ここは、最初の目的地とは関わりなく、体験があるということである。それゆえに市民はセンシティブで、命と人権が守られることに努めているということである。それでいかがか。
- ・戦後における吉祥寺の環境浄化運動の活動だが、「環境浄化運動」で済ませるか。「風俗」という言葉は取り下げた経緯がある。「ピンク」というと、風俗よりさらにきつい言葉になる。よくわかるが、前文にはどうかという気がする。

【委員】

- ・市民からの意見としては、空気をきれいに、などととられてしまうとのことだった。例えばだが、「武蔵野市の東部地域の環境浄化運動」はどうか。

【委員長】

- ・他の地域の人が聞いてもわからないだろう。

【委員】

- ・要するに、空気の話ではなく、場所のことを言っているのだというのでは弱いかな。

【委員】

- ・「環境浄化運動」のままにしておいて、説明をつけてはいかがか。「環境浄化運動」という言葉がすでにきちんと使われている言葉でもあるので、残してはどうか。

【委員長】

- ・説明書きをどこに入れるか。

【委員】

- ・しかし、男女の関係の活動について記載している前後の文脈からすれば、さすがに、本当に関係のない環境の話として理解されるとは考えにくいので、ここはこのままでよいのではないかな。そして、今後解説するものの中で説明してはどうか。

【委員長】

- ・逐条解説のようなものは出るはずである。

【委員】

- ・そう。条解のようなところでもう少し補足などを入れていく。もしくは載せ切れなかったようなものも入れていくというようにすればよいのではないかな。ここの部分が全く誤解されることはあまりないだろう。

【委員長】

- ・吉祥寺の環境浄化運動と、吉祥寺という地名は入っている。確かに、読み間違えることはないと思うが、解説するというところでよろしいかな。

【委員】

- ・武蔵野市環境浄化推進市民委員会ができたということなので、「環境浄化運動」で間違いはない。

【委員】

- ・2段落目で、武蔵野市においても男女関係のさまざまな施策に取り組んできているということが書いてあり、それとは別に4段落目では、これまでも武蔵野市は自治と提携のまちづくりを推進してきたと書いてある。そして、平和の話になり、次に女性市民の活動という流れであるが、何とかもう少し流れのよい並べ方にしたい。

【委員長】

- ・自治と女性の活動の部分が続いたほうがよいのではないかな。

【委員】

- ・そう。時間軸は戦後のことであり、自治と連携のまちづくりもおそらく戦後である。その後、

時間が戻り、さらに戦後ということで市民の活動につながってきている。どうしたらよいか。

【委員】

- ・自治、平和、男女と並んでいるのを、平和を前に持ってきて、それから自治のまちづくりを推進していき、女性の参画活動も活発に行われてきたと、この流れのほうがよいのではないか。

【委員長】

- ・流れとしてはそのような形でおかしくはない。1、2、3の順番を、2、1、3にする。

【委員】

- ・武蔵野市の男女の関係の施策を、武蔵野市の自治と連携したまちづくりの後ろにもってくる。男女の関係については懇談会の設置や計画の策定などに取り組んできた。そして、市民のほうではこのような形でさらに活動している。ただ、それで十分ということではないので、その対策としてこの条例をつくる、という順番で文言を整理してはどうか。

【委員長】

- ・懇談会が設置され、数次にわたる行動計画を策定してきたというのもここに入るということか。

【委員】

- ・国の施策があって、次に行政単位の施策があり、そして、市民としてのこれまでの取り組みの様々な経緯がある。市民の部分で、自治と連携のまちづくり、平和への取り組みや男女の取り組みという形でまとめて強調していると感じているので、そこに行政の部分がぼんと入ってくると少々違和感がある。

【委員】

- ・「これまでも武蔵野市は」と、主語は武蔵野市になっているので、これは行政の話である。「一人一人を大切にし」の一文の意味としては、連携が大事であるということから、そこから何につながったのか。

【委員長】

- ・自治と連携をPRしたかった。

【委員】

- ・そう。武蔵野市民の取り組みの特色を、前文できちんと表現しようということで挙げたのが、この3つの項目だった。

【委員長】

- ・なので、この「武蔵野市」は、行政というよりも市全体の雰囲気という感じになる。市民主体というニュアンスというか。

【委員】

- ・「武蔵野市は」は、「武蔵野市民は」のようなことなのか。

【委員長】

- ・そのようなニュアンスである。市全体の雰囲気というか。そうすると、1、2、3とあるのを、2、1、3で組みかえられるか。

【委員】

- ・2、1、3はいいと思う。戦争のときのことがあり、戦後のまちづくりがあり、そして男女のことがある、という流れはおかしくはない。

【委員長】

- ・そうするとやはり、「しかしながら」の前にもってきたほうがよいか。3段落目にこれを持ってきて、4段落目を「しかしながら」にして、最後に、「よって、ここに」ともってくる。そのような流れにしてはどうか。そうすれば、「よって、ここに」という文言も生きてくる。いかがか。

【委員】

- ・それでよいのではないか。

【委員長】

- ・2段落目の「武蔵野市では」と、4段落目の「武蔵野市はこれまで培われた」を混同しないようなニュアンスを出したい。上は行政である。

【委員】

- ・どちらかという、上は「武蔵野市は」で、下が「武蔵野市では」ではないか。

**【委員】**

- ・そう。

**【委員長】**

- ・「武蔵野市では」にすると、住民が入ってくる感じがでる。

**【委員】**

- ・「また」の次だから「さらに」につながると思うのだが、この2つの文章はつながらず、間があくので「さらに」は必要ない。あと、主語が後ろに隠れてしまっているので、「戦後においては女性が」の主語を先に出したほうがよい。

**【委員長】**

- ・「女性が吉祥寺の環境浄化運動の先駆けとなる活動や」とする。

**【委員】**

- ・「一人一人」という言葉の使い方をどちらかに統一すべきである。「ひとり」を平仮名にするか、両方漢字にするか。

**【委員長】**

- ・ここは直すとして、ほかはいかがか。格差を入れたが、ここは異存のないところである。最後、「よって」があったほうがいいと思うが、いかがか。「よって、ここに」があると、少し難しく感じるが格調は高くなる。

**【委員】**

- ・中学生向けなどに別に冊子をつくる予定があるかと思うので、そちらでわかりやすく工夫すればよいのではないか。

**【委員長】**

- ・骨子としてはそのように前文を修正する方向としたい。では、次の論点について事務局より説明を求める。

**【事務局】** 説明

**【委員長】**

- ・(1)は、「すべての人が、性別等による差別的取り扱いや暴力を受けることなく、個人として尊重される」だったが、これに「性別等に起因する人権侵害」を入れたので、ジェンダー差別の問題もここに入ったということである。広目になり、事業所なども念頭に入れてということで、かなり具体的になった。
- ・(2)は文言を入れかえて整理をした。慣行というのは別に反映しているだけではないということで、「これを反映する」は削除した。
- ・未解決のところは、特に困難な状況にある人に配慮する理念が要るだろうということで、積み残しになっている。資料7について説明願う。

**【委員】**

- ・配布資料は「障害のある女性の生活の困難、複合差別実態調査報告書」から抜粋したものである。これはDPI女性障害者ネットワークというところが出しているもので、2012年の調査である。このような調査は、公式にはほとんど行われていない。つまり、障害がある女性の複合的な生きにくさということに関する調査がほとんど行われていない状況の中で、この人たちが数十人の方たちにインタビューし調査を行い、アンケートもとった、そのような内容のものである。この内容は、複合的な生きにくさということについて、生の声で縷々書かれているが、本日はこの中にあった文言を少し拾わせていただいた。今からお話しするのは、国や東京都がどう書いているか、そして武蔵野市は計画の中でどう書いてきたかということについてである。
- ・資料の中の、国の第3次男女共同参画基本計画の第8分野の基本的な考え方の中で「障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることから来る複合的に困難な状況に置かれている場合がある」というように、女性が置かれている状況は複合的に困難な状況があると書かれている。そのようなことをきち

んと計画の中で考えていかねばならないということが取り上げられている。そして、東京都が出した東京プラン2012、平成24年につくられたものだと書いてあるが、その中にも、幾つかの重点課題の中に、「特別な配慮を要する男女への支援」ということが書かれている。それから、武蔵野市の第3次男女共同参画計画の基本施策の3に、「特別な配慮を必要とする人への支援」ということがきちんと入っている。そこには、ひとり親家庭、高齢者、障害のある方、セクシャル・マイノリティということ、それに加えて女性であることによる不利益、生きにくさということに関して特別な配慮が必要とされるということ。そしてそのための計画でもあるということが書かれている。

- ・そういうことで、国、都、武蔵野市も、「困難な状況にある」と書くか、「特別な配慮を要する」と書くかは別にしても、複合的な困難を抱えている方たちに対しての支援ということについては、一貫した態度、そこを視野に入れて今後の計画等々はつくっていかねばならないと考えていることがわかる。あわせて、この複合差別実態調査を読むと、女性であり、かつ障害があるということによって、非常に困難な状況が生まれているという実態がわかるので、そのようなことを意識して、文言として条例の中に織り込めるといいなと考えている。

**【委員長】**

- ・そのような理由から、この基本理念の中にこれらを入れられないかという意向である。いわゆる複合的な困難を抱えている人たちに関しては国も具体的である。障害、外国人、アイヌ、同和、性的指向や性同一性障害なども含めて、女性であることから来る複合的に困難な状況に置かれているケースということ想定している。先駆的かつ、多文化社会における共生の問題を、国もいち早く取り入れていると言っていると思うが、武蔵野市も特別な配慮を要する男女への支援があるので、齟齬はない。基本理念に入れて、定義に入れて、ということになるが、いかがか。「すべての人が」とずっと書いてきたわけだが、それだけでは包摂し得ないというか、一種のポジティブアクションとでもいうか、それが必要だろうということか。

**【委員】**

- ・そうである。

**【副委員長】**

- ・しかし、この基本理念では、すべての人が困難な人に配慮をすることになっているので、おそらく、何かもう少し言いたいことは違うのだろうという感じがする。

**【委員長】**

- ・ここは、すべての人が配慮することか。

**【副委員長】**

- ・そう。すべての人が配慮されなければいけないが、特に困難な状況にある人は特別にまた配慮されなければいけないということを入れるということになる。すべての人が配慮するわけではなくて、配慮されるほうにならないといけない。

**【事務局】**

- ・多摩市では、基本理念の（6）に入っている。

**【委員長】**

- ・すべての人が配慮することとしている。

**【委員】**

- ・基本理念は共通して、市や市民がこういうことに気をつけようと書いてあるので、向きが違ってくるのではないか。

**【副委員長】**

- ・資料7の案は、すべての人が特別な人に配慮することより、むしろ、配慮されることではないか。そうすると市民案とは違うということになる。

**【委員】**

- ・すべての人が性差別を含む諸問題について、特に困難な条件にある人に配慮することではないのか。

**【委員】**

- ・方向性が少し違う。困難な状況にある人には配慮が必要であるということである。

**【委員】**

- ・すべての人が配慮するということで、すべての人がそのような気持ちを持つということではないのか。

**【委員】**

- ・配慮される必要があるということである。配慮される必要がある人の存在をきちんと認識しましょうということである。そしてその人たちのエンパワーメントを進めましょうという意味である。

**【委員長】**

- ・基本理念の（７）は、主語が「すべての人」になっていない。「学校教育をはじめとする」と、ほかと少し文言が違うので、これと同じような感じになるではないか。これと同じようなニュアンスで、施策としてこのような人たちを射程に入れることだと考える。

**【委員】**

- ・そう。

**【委員長】**

- ・すべての人が配慮することも大事なんだけど、そう書くのではない。

**【委員】**

- ・それは（１）でカバーできるのではないか。

**【副委員長】**

- ・（１）で、個人として尊重されるとともに、特に困難な状況にある人への配慮を忘れられてはならない、手厚くされなければならないなどを入れるかである。

**【委員長】**

- ・（７）と（８）を入れかえるか、（８）で新規に立てるか。特別な配慮を必要とする人などへの配慮を行うこと、といった感じになるか。あるいは、取り組みが行われることなど。

**【副委員長】**

- ・基本理念の項目はすべての人を主語にしているが、特に困難がある人の規定も同様にする必要はないか。特に困難な状況にある人は、より選択肢が示されて、エンパワーメントや参画が確保されて、と言ってもいいのだが。最初に、すべての人が尊重されなければいけないし、特に困難な人は配慮されることが必要だということを書けば、すべての人といったときにそれを指すというようにとれないか。

**【委員】**

- ・入れるなら、１つ別建てのものを、（６）と（７）の間に入れるべきではないか。

**【委員長】**

- ・特化してもよさそうだ。

**【委員】**

- ・少なくとも、市民案にある「特に困難な状況にある人」の定義は読んでもわからない。言葉のつながりがどうつながっているのかわかりにくい。

**【委員】**

- ・多摩市の定義がわかりやすい。

**【委員】**

- ・「固定的な役割分担に起因して困難を抱えている」の必須の条件は何か。女性だということはおそらく必須であろう。

**【委員】**

- ・女性は必須だろう。

**【委員】**

- ・外国人と障害者に関してはわかるが、固定的な役割分担に起因して困難を抱えるというのは、ほかのものとの関係でどうなのか。どの条件がそろう人が困難な状況にある人だと認識してこの文章をつくっているのかが、現状だとぱっと読んでもおそらくわからないだろう。

**【副委員長】**

- ・性別等から来る困難みたいなものに加えて、障害があるとか外国人、アイヌ、同和問題などによって複合的に困難な状況に陥っている、のような感じか。

**【委員長】**

- ・「性別等に起因する」でよいのではないか。

**【委員】**

- ・国の文言だとわかりやすく、まずとにかく女性であるということが1つあり、それにプラス、これらのうちの1つか、または2つ、3つと重なっているということである。

**【委員】**

- ・繰り返し議論されたように、女性であるということに限定して対象を捉えていないので、いわゆるセクシャル・マイノリティという言い方が正しいかどうかはわからないが、そう言われている方たちも入るはずである。

**【委員】**

- ・入るはずである。

**【副委員長】**

- ・性別等から来るということ。

**【委員】**

- ・アイヌ、同和問題につなげるわけにもいかない。どのようにすればよいか。

**【委員】**

- ・これは国の計画だから。

**【委員】**

- ・全ての人権になる。

**【副委員長】**

- ・しかし、全てを網羅しているとは言い難い。沖縄はどうかなど、細かくしていけば本当はもっとあるはずである。

**【委員】**

- ・要するに、縦割りで一つ一つ見ても見えないことを、もっと複合的に見ましょうということだから、もし入れるとすれば、理念にそのような複合的な視点を持つということを書いて、もう少しきちっと言葉を詰めて定義しなければ、このままだと言っている意味がわからない。

**【委員長】**

- ・どこまで入れるかである。ひとり親やセクシャル・マイノリティや高齢者などをどこまで入れていくか。入れ出すと確かに増えてしまうが、これも解説で入れることにするか。

**【副委員長】**

- ・具体的に入ったほうが、条例としてはありがたいかもしれない。特に困難ということであれば、例えばシングルマザーや格差のようなものは、国の男女共同参画基本計画から抜けている。

**【委員長】**

- ・確かに、ひとり親などについては入っていない。

**【副委員長】**

- ・やはり、このような人を具体的に想起して政策を考えなければいけないということが見えていると、使い度があるかなと思う反面、そこから抜けると見えなくなってしまう。この定義に入っていないからと言われると困るような気もする。具体的に列挙しておいて、そして、そういうことを含めてそれ以外のことも、というような感じにはできないものか。

**【委員】**

- ・武蔵野市の計画の中の「特別な配慮を必要とする人」のところには、ひとり親家庭と高齢者と障害のある人とセクシャル・マイノリティということが具体的に書かれている。しかし、もちろんこれでは足りなくて、外国籍の方などいろいろあるわけであり、全部書くことは難しい。ですから、「等」を多用してはいけないのかもしれないが、少なくとも計画に載っているような方たちのことを例にして、このような方は特別な配慮を必要とする、あるいは複合的な困難を

抱えている方には特別な配慮を必要とする、などとしてはどうか。

【委員長】

・ひとり親、高齢者、セクシャル・マイノリティ、障害者、外国人とするか。

【副委員長】

・条例案は「性別等」と入れているから、セクシャル・マイノリティは取り出さない構造にしたほうがよい。

【委員長】

・位置は（６）と（７）の間か、（７）の後の（８）にするか。（１）に含み込んで、もう少し膨らませてもいいのだが、やはり書き出しておきたいという気はする。

【副委員長】

・そのほうが見えやすい。

【委員長】

・それで、セクシャル・マイノリティは「性別等」に含まれる。

【副委員長】

・常に入っている。

【委員長】

・常に入っているので、ひとり親、高齢者、障害者、外国人あたりか。

【委員】

・簡単な文言上のことだが、忘れないうちに今言ってしまうと、「暴力や」ではなく、「暴力、差別的取り扱い」にして、「り」は要らない。「差別的取扱い、その他」という書き方のほうがよい。

【委員長】

・文言についてはそのようにするとして、どうするか。入れる方向で、（６）と（７）の間あたりでどうだろう。「特に困難な状況」や「複合的な困難」などの文言をどうするかというところがある。

【副委員長】

・多摩市はとても具体的である。「結婚または出産を理由に仕事をやめ再就職が困難な母子家庭、仕事と育児の両立が困難な父子家庭、ひとり暮らしの高齢者」、「介護をしている高齢者夫婦のみの世帯及び親息子同居世帯等を言います。及び、外国人または障害者であること」と、介護や、再就職が困難な世帯など、経済的なことまで書かれている。

【委員】

・この定義は具体的だがわかりづらい。

【副委員長】

・ただし、熱い思いは伝わってくるし、インパクトがあるので、忘れてはいけないといった印象にはなるのかもしれない。

【委員】

・うまくまとまるか心配だが、一度案をつくってみて、まとめられるかどうかというところかもしれない。

【委員長】

・事務局で何か考えられるか。

【事務局】

・（６）と（７）の間に入れる形でよいか。

【委員長】

・よい。ここに、ひとり親、高齢者、障害、外国人、介護あたりが入ってもよいか。定義で示せば、基本理念には多くを入れなくてもよいか。行動計画にもあるので、「特に困難な状況にある人」ないしは、重なる課題を持つ、複合的な困難を持つ人々に対する配慮が行われること、取り組みが行われることなどの文言にすればよい。定義は当然必要なので、そこで少し具体的にを入れるということではどうか。これを（６）と（７）の間に入れ、かつ定義にも入れるという

ことで検討することとしたい。

**【委員】**

- ・武蔵野市の計画には「特別な配慮を必要とする人」と書いてあるので、そのほうがよいのではないか。

**【委員長】**

- ・では、「特別な配慮を必要とする人」ということで計画に合わせよう。
- ・では次に、禁止事項について。事務局より説明する。

**【事務局】**

- ・前回の委員会で議論になったところで、禁止事項はむしろ非公式な組織の中で起こっているので、事業者では伝わりにくいので、その他の団体をくくり出してはどうかという意見があった。それを起草委員会のほうで検討したところ、事業者の定義に、「営利であるか非営利であるかを問わず」と入れた。これを入れることによって、非公式な組織なども含まれるのではないかと考えた。そうすれば、その他の団体をあえてくくり出さなくてもよいのではないかということになった。

**【委員長】**

- ・ある種非公式な、インフォーマルな団体でこういうことが多いので、それを念頭に入れて少し強化したいというのが趣旨である。それをくくり出して入れるか、定義のところでもいいかということで、事業者の定義に加えた。「事業活動を行う法人その他の団体や個人」としていたが、営利、非営利と入れると、インフォーマルな団体もここに含むということで、これを包摂できるのではないかということだが、いかがか。

**【委員】**

- ・素朴な質問だが、インフォーマルなところを入れたいのであれば、「公式・非公式を問わず」と入れればダイレクトにその意味になるのではないか。

**【委員】**

- ・営利法人と非営利法人の区別という意味での非営利は、利益分配の有無からくる。税制上の事業者になるが、事業は同種の行為の反復継続性、独立性がポイントになっている。事業者以外の市民で活動するその他の団体とは、何を想定していたのか。

**【委員】**

- ・法人その他の団体。法人とそうでないものという意味だろう。

**【委員】**

- ・法人でない団体もあるが、そもそも営利・非営利にかかわらず、事業をしていない団体、事業ではない活動をする団体というのはどのような団体の想定だったか。

**【委員】**

- ・話として出てきたのはサークル活動や趣味の集まりなど、いろいろな団体がある。

**【委員長】**

- ・任意の団体があるわけである。

**【委員】**

- ・そのような団体にも、例えば家庭生活や地域生活の調和のとれた生活を営むようにする努力義務や、差別的取り扱いをしてはいけないことは適用したいだろう。そうだとすると、例えば事業者、あまり「等」の多用はよくないが、「事業者等」として、事業活動を行う団体または個人、並びに市内で活動する事業者以外のすべての団体ということで全部含めてしまうのはどうか。そうすれば、事業活動ということではなく、事業を行わない活動をしている団体もすべて入ることになる。

**【委員長】**

- ・入れたい。

**【委員】**

- ・ではそこで足すのがよい。その他の団体で、事業はしないけれども活動はするという場合がある。個人であれば市民でいいわけなので、やはり団体だけが残ることになる。

【委員長】

- ・それは定義のところに入れるのか、それとも禁止事項のところか。

【委員】

- ・定義の「事業者」を「事業者等」にして、「事業活動」を「活動」に直していくという形になる。現状のものにつなげる形で「並びに、営利であるか非営利であるかを問わず、市内において事業活動を行う法人その他の団体または個人、並びに市内において事業以外の活動を行うすべての団体」とする。

【委員長】

- ・「営利・非営利」は残すのか。

【委員】

- ・「営利・非営利」は事業者にかかるので残す。非営利でも事業者であることを意味する。

【委員長】

- ・では、これは残すこととする。「事業者」は「事業者等」にするのか。

【委員】

- ・そう。6の責務の「事業者の責務」のところを「事業者等の責務」にして、「事業者等は、基本理念に基づき、その活動において」ということで、事業活動に限らない表現にする。他の項目も基本的に「事業者等は」と置き換えて問題ないものとする。

【委員】

- ・9の2つ目の丸のところにも「事業者」が出てくるが、そこも、その他の団体も丸めて「等」にしてしまえばいいということか。

【委員】

- ・「事業者等」で大丈夫である。

【委員】

- ・「事業者等」だけでいいということか。「及びその他の団体」を消すということか。

【委員】

- ・そう。「その他の団体」というのが、さきほどの「並びに」以降で謳っているので、「事業者等」に入るから削除してよい。

【委員長】

- ・では、定義を変えることで整理された。

【委員】

- ・11の個別の施策のところの、市民及び団体の活動に対する支援だが、これは「団体」のままではよいか。言わんとしていることはわかるが、「団体」という言葉にやや違和感があるが、想定しているのは事業者などではないということか。

【委員長】

- ・そう。まさに女性の活動団体である。この文脈なら特別に言わなくても大丈夫ではないか。

【委員長】

- ・では、事務局のほうで、原則「事業者等」ということで確認してほしい。

【委員長】

- ・次の課題に移る。事務局より説明する。

【事務局】

- ・個別の施策のところ、傷ついた人たちに力を取り戻してもらうエンパワーメントの側面が必要ではないかという意見があった。これについては、4つ目の暴力の根絶のところにつけ足して、「暴力の根絶及び被害者等への支援」とした。そして、「必要な措置を講ずるとともに、これらの暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとします」という文章をつけ加えた。これは起草委員会で検討されたところである。それから、※の2つ目と3つ目が未解決となっているところである。

【委員】

- ・被害を受けた者と書いてあるが、被害を受けた「人」ではないか。

**【委員長】**

- ・ほかのところでも「者」はなかったかもしれない。

**【委員】**

- ・被害者という「者」が使われるが、ほかに「者」という言い方がなければ、大体すべての人、人と言っているので、「人」がよいのではないか。

**【委員長】**

- ・「これらの暴力により被害を受けた人に対し、必要な支援を行うものとします」としよう。生殖に関する自由な権利をどうするか。

**【副委員長】**

- ・「すべての人が生殖に関し自由な権利を持つことに十分配慮するとともに」という表現は、本来は母性保護のところだったのだが、母性だけではない包括的なものを保護しようとしたら、かえってわからなくなってしまった。「すべての人が妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、みずからの意思が尊重されるように十分配慮されるとともに」とするか。権利と意思だったら意思のほうがいいと思うが、意思が尊重されるだけでなく、そこに具体的も配慮がほしい。

**【委員】**

- ・上段に適切な自己決定ができるようにとあるが、こことは違うのか。性に関する適切な自己決定は権利のことではないのか。

**【副委員長】**

- ・妊娠、出産、その他性と生殖に関する事項についてであり、性に関することではない。

**【委員】**

- ・自己決定ということは意思である。自分の意思が守られるということではないのか。

**【委員】**

- ・上段と下段では想定していることが違うのではないか。

**【副委員長】**

- ・違う。つまり、母性保護をしてほしいということなのだが、この条例が性別等と定義しているのと同時に、母性だけではなく、産む産まないなど男性の生殖に関することを含ませたい。なので苦戦している。

**【委員】**

- ・前段はどのような趣旨か。

**【副委員長】**

- ・理解して、自分で自己決定できるということである。後段は、決定できるだけでなく、例えば、産休や育休を取りたい、不妊治療をするから休暇が欲しい、適切どころへ人事配置してほしい、近い将来妊娠するので危険な業務をしたくないなど、そのようなことを含めてケアしてほしいということを含めたことである。いわゆる母性保護に当たるところなのだが。

**【委員長】**

- ・かつ、できれば男性のコミットもということか。

**【副委員長】**

- ・そう。男性も生殖する身体だということが、「女性は」と言ってしまうと消えてしまう。男性だって将来子供をつくるかもしれないので、このようなことはしたくないということはあると思う。あまり権利という形で書かないほうがいい。

**【委員】**

- ・上段が、「必要な支援を行うものとします」となっていて、下段も同様になっている。上段ですべて含まれているという印象を持つしまうのだが。

**【委員長】**

- ・そう。なので、もう少しクリアに分けたいところだ。

**【副委員長】**

- ・後段は「生涯を通じて健康保持・増進できるように」となっている。前段は、自分の身体につ

いての啓蒙や意思の決定をすればいいという話なのだが、後段は制度的にそれをバックアップ  
しましょうという話である。

**【委員】**

- ・主語は前段が「個人」で、後段が「すべての人」となっているが、「すべての人」でくくるのはどうか。前段は、自分が自分を理解することについて書かれているが、理解し尊重するのは、自分が自分を尊重するという意味か。

**【副委員長】**

- ・ここはおそらく、最初は「男女が」となっていたのではないか。だから、「男女がそれぞれの性を理解し尊重するとともに」と言うと、性別をくくり出してしまうからよろしくないということで、文言を変えようということになったのではないか。

**【委員】**

- ・自分が自分にだけでなく、かかわり合いの中で理解し合うという意味だったのか。

**【副委員長】**

- ・そう。そうするととても異性愛主義的というか、男は女を尊重して、女は男を尊重して、というようになってしまう。

**【委員】**

- ・自分が自分ではなく、複数の人がいて、その人たちが決めるときにお互いを理解し尊重して対等な関係で決定しようということであればわかる。しかし、今のままではそう読めない。

**【委員長】**

- ・「個人が」では、私が私の体を理解するというように考えてしまう。

**【副委員長】**

- ・しかし、それもしなければいけない。それもしたいと考える。

**【委員】**

- ・具体的には、男女で対等な自己決定や理解、尊重を市が支援するということは、具体的にどのようなことを想定しているのか。

**【副委員長】**

- ・ある種の啓蒙や啓発である。しかし、今原案を見たが、もともと主語は個人となっていた。「男女は」をコンバートしたのは「すべての人」のほうだった。だから、やはり個人個人がそれぞれ自分のことを理解して、自分自身を尊重することができ、それができた上で、すべての人が対等に他者の権利を侵害することなく自己決定するという形になるのではないか。

**【委員長】**

- ・それならこのままでもよいか。まず自分の体を大事にし、それで、今度はすべての人が対等な関係で自己決定できるようにと。

**【副委員長】**

- ・市民案はそうになっている。

**【委員長】**

- ・それで、対等な関係において性に関する自己決定ができるように支援する。啓発や教育が中心となると思うが。前段はそのような形でよろしいか。

**【副委員長】**

- ・よい。

**【委員長】**

- ・後段が、妊娠、出産への配慮となるが。

**【副委員長】**

- ・なのでやはり、生殖に関してではなく、「妊娠、出産、その他性と生殖に関する事項について」などの具体的な文言を入れたほうがよい。生殖に関する事項に関して、要するに権利を行使というか、何かを実行するときに、それに十分配慮しようということである。すべての人が妊娠、出産、その他性にかかわる事項について、何々をすることに十分配慮する。

**【委員長】**

- ・「妊娠、出産、その他性と生殖に関する事項」でくくると、出産しない権利もあるが、どう読まれるかだ。

**【副委員長】**

- ・そう。だから、やはり「意思」ということを入れたい。「自らの意思が尊重される」というように入れると今度は前段との区別がつかなくなる。尊重されるようなことを支援する、自らの意思を尊重し保護するというか。

**【委員長】**

- ・そうすると前段とあまり変わらないという話になるかもしれない。

**【副委員長】**

- ・そう。でも、言いたいことはそういうことである。

**【委員長】**

- ・理解と自己決定が前段で、後段は生殖にかかわっている。前段も「性に関する適切な自己決定」ということで、生殖にかかわっているという認識でよいか。

**【副委員長】**

- ・生殖も入るかもしれないが、生殖よりもっと広い。その中で、啓発ではなくて具体的に、保護というか、制度的な側面だと思う。「妊娠及び出産する可能性があることに十分配慮するとともに」というのが市民案である。しかし、妊娠するしないを含めてという表現は使いたくないし、しかも男性も入れてとなると、わからなくなる。

**【委員】**

- ・今の話では、その内容は前段に含まれているのではないか。

**【委員長】**

- ・いや、前段は自己決定ができるよう支援する、後段は自己決定した人に対しての配慮である。

**【副委員長】**

- ・身体的配慮である。

**【委員長】**

- ・具体的な配慮というか。具体的な施策というか。

**【委員】**

- ・市に勤めている方に対してであれば、具体的な配慮ができると思うが、市がする配慮として、それ以外の例えば事業所などで勤務する人たちに対しても、配慮するということはどのようなイメージか。

**【副委員長】**

- ・マタニティマークや母子手帳の配付などがある。

**【委員】**

- ・ここに書いてあることで、後に出てくる苦情などでセンターに駆け込むようなことも有り得るのか。

**【委員長】**

- ・これを条文化すれば有り得る。条文化すれば、これに違反するではないかと持ち込まれる可能性はある。

**【委員】**

- ・ここを押さえてあるかどうかは重要かもしれない。圧力があって産休や育休が取得できないなどの苦情を持ち込めることにつながる。

**【委員長】**

- ・市の力の及ばない事業所関係の問題が持ち込まれるかもしれない。

**【副委員長】**

- ・そのような場合、通常は労基署に行くのではないか。

**【委員長】**

- ・通常はそうである。夫婦関係だとまた別のところになると思うが、やはり市はそこまで射程に入れて支援するということである。「生涯を通じて健康を保持及び増進できるよう」ということ

は、これは市が行う施策だと考えるが。

【副委員長】

- ・健康手帳の配布などが該当する。

【委員】

- ・前段は広い意味では支援だが、啓蒙など意識面のことである。そこをクリアに書けば、前段と後段の差別化ができるのではないか。

【委員長】

- ・後段は制度的な保障のことだと考える。保障ではなくてもいいが、制度的支援が行われるようにしたい。

【副委員長】

- ・そう。やはり妊娠や出産など、具体的な生殖に関することだというのは入れたほうがよい。「生殖に関して自由な権利を持つ」では確かにわからない。

【委員長】

- ・それでは広過ぎてしまう。とりあえず仮の文として、「すべての人の妊娠、出産、その他性と生殖に関する事項について尊重されるよう十分配慮するとともに」としてはどうか。「すべての人」には男性も入る。市は尊重されるよう配慮する。前段は専ら意識のことだが、後段は施策か制度かわからないが、そのような視点を持つ市政を行うということか。それで、「生涯を通じて健康保持及び増進できるよう必要な支援を行う」と、とりあえず入れてみてはどうか。

【委員】

- ・十分配慮する対象は、「意思決定」ではなくて「事項」に配慮するということか。「必要な支援」は「健康増進」だけにかかるということか。

【委員長】

- ・かかると考えたい。

【委員】

- ・「配慮するとともに必要な支援を行う」とすれば、もちろんかかると思うが、その間に違う文言が入っているので、後の方の支援が両方にかかるという理解は、日本語として難しいだろう。

【委員長】

- ・では、「配慮するとともに必要な支援を行い、生涯を通じて増進できるよう必要な支援を行う」とするか。

【委員】

- ・書いてあることが異なっているので、3つに分けてもいいが、1文にするのであればもう少し言葉を考えないといけない。

【副委員長】

- ・3文に分けてしまうと、生涯を通じて健康を保持及び増進は男女平等に関することなのかという話になってしまう。

【委員】

- ・性と生殖に関する健康と権利であるから、上段に書いてあるのは性と生殖に関する権利について書いてある。下段は健康について書いてあればよいのではないか。

【委員長】

- ・そのような意味である。

【委員】

- ・すごくあっさり言ってしまえば、「すべての人の性と生殖に関して、生涯を通じて健康を保持や増進できるよう、必要な支援を行う」でよいのではないか。

【委員長】

- ・そうなのだが、妊娠、出産など、あえて強調したい。

【委員】

- ・それはなぜか。

【委員長】

- ・やはり特別な配慮が必要ではないかということである。健康の保持や増進を思いつかない人もいるのではないか。

【副委員長】

- ・男女平等や性に関する事なので、具体性があったほうがよいと考える。

【委員】

- ・では、「すべての人の妊娠、出産、その他性と生殖に関することに関して、生涯を通じて健康を保持及び増進できるよう・・・」と続けたらどうか。

【副委員長】

- ・配慮がなくなってしまう。

【委員】

- ・配慮は「必要な支援」の中に含まれているのではないか。

【副委員長】

- ・支援と配慮は違う。例えば、妊娠する可能性があるから危険な部署から外してほしいなど、そういうことは労働の権利として、また母性保護として認められている。それは支援というより保護や配慮のほうに入ると考える。

【委員長】

- ・やはり配慮は必要である。

【委員】

- ・「必要な配慮や支援を行うものとします」ではどうか。

【委員長】

- ・よいのではないか。

【委員】

- ・健康の保持や増進は、生殖に関連した健康なのか。

【委員長】

- ・いや、そうとは限らない。

【委員】

- ・性と生殖に関する健康ではないのか。

【委員】

- ・もともとそのような意味合いだったはずである。

【委員】

- ・そのことによって不利益をこうむらないように十分配慮するといった文言にしたらどうか。

【副委員長】

- ・不利益さえこうむらなければよいのか。難しい。

【委員】

- ・権利のことは上段で書かれているのでよいのではないか。

【委員長】

- ・むしろ保護策でもある。

【委員】

- ・保護するというのなら、これは不利益をこうむらないように配慮したり保護したりすることではないのか。

【委員長】

- ・損得ではない。確かに、これがもとで差別されないことなど、不利益をこうむらないということはあるのだが、それだけではない。

【委員】

- ・それだけでないところはどこなのかということがわからないと、言葉も浮かんでこない。

【委員】

- ・健康保持は、妊娠、出産時に無理をすると将来的にも健康を害するかもしれない、といった意

味合なのか。

【委員長】

・それもある。

【委員】

・それとも、生涯を通じた健康というのは、生殖との関係など、どのような想定のことを言っているのか。

【副委員長】

・でも、生殖だけではなくて、産み終わった後ももちろん健康でないといけないわけである。女性手帳などを含めて、ピンポイントではなく長い期間支援しましょう、といったものを、計画策定時に話し合った覚えがある。

【委員長】

・やはり、女性特有のものと言うと語弊があるが。

【副委員長】

・骨粗鬆症にならないようにするなどは、ある意味ジェンダー医療である。

【委員長】

・それはなおざりにされてきた。医療に関してのモデルといたら男性だった。

【副委員長】

・それから、子宮がん検診や乳がん検診などもここに入ってくる。

【委員長】

・それは担保しておきたい。やはり女性の生殖だけではないということである。そういう意味では、生涯を通じての健康は妊娠、出産だけではないということだ。

【委員】

・もとは女性がベースだが、もう少し間口を広げて具体的にどうまとめるか、ここはもう一度射程を考えながら、もう少し前段と後段の違いがはっきりする形で、何とか文章にしたい。幾つかあるものから考えて、削ったり足したりしながらでもよい。

【副委員長】

・これに関してはやはり先例がない。難しい上に、「性別等」という形で、「女性」としていないので、組み合わせの数が多くなってしまう。

【委員長】

・条例等でリプロを入れようとする、では男性の健康はどうかというのが必ず話に出てくる。男性にも更年期はあるので、女性だけの問題ではなくなっている。そうすると平等条例とどうかかわるのかという話になってくる。では、もう一度持ち帰ることとする。

【委員】

・この、性と生殖に関する健康と権利という項目は定義にも入ってくると思うが。

【委員】

・今の想定だと、定義も含めたものをここに具体的な言葉として書いてしまうという趣旨ではないのか。

【委員長】

・定義しなくてもよいということか。

【委員】

・リプロとは何々と定義するとしたら、個別の施策の後段で具体的に書くことが難しくなってくると思うが。

【副委員長】

・定義が、本来の学術的なリプロの定義から激しくずれてしまうと違和感が生まれる。

【委員】

・この第3次計画には、定義にリプロダクティブ・ヘルス/ライツがあり、そこには一般的な定義と思われるものが書かれている。今の議論はこれより相当広い議論をしているので、一般の読者には非常にわかりづらくなるだろう。

【委員】

- ・その、一般的な定義というのは、この前段くらいの感じか。

【委員】

- ・結構丁寧に書いてある。

【副委員長】

- ・一般的な定義はどのように書いてあるのか。

【委員】

- ・「人間の生殖システム、その機能と活動過程のすべての局面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指すとされ、またすべてのカップルと個人が自分たちの子供の数、出産間隔、並びに出産するときを責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利とされている」と書いてある。これもわかりづらい。

【副委員長】

- ・わからないだろう。これを条例にするのは難しい。

【委員長】

- ・定義しておけば、個別の施策のほうはあっさりでもいいのだが、どうするか。

【委員】

- ・定義して、定義を使い定義に入り切らないものを施策に出すのか、そもそも定義しないという方法もある。

【副委員長】

- ・逆に言うと、確かにここで定義して、施策でリプロダクティブ・ヘルツ／ライツに配慮して支援を行うなどという方法もあるかもしれない。

【委員長】

- ・定義しておけばここであっさり書ける。

【委員】

- ・定義の中で、全ての人の生殖に関する配慮や自己決定のようなことまで具体的に文言の中に入るか。

【委員長】

- ・細かい部分を定義した上で、リプロに配慮し、支援を行うというのが施策にくる。

【副委員長】

- ・啓蒙、配慮、支援のような感じか。

【委員長】

- ・そのような感じか。それがあっさりするし、施策がそれほど長くならなくて済む。

【副委員長】

- ・そうするか。そして定義で意味を持たせるようにすればよいか。

【委員長】

- ・そのほうがいいかもしれない。ここに全部入れようとすると文章的に難しい。では、定義した上で、施策ではそれを啓蒙、支援、配慮、及び必要な支援を行うこととして盛り込む。

【副委員長】

- ・そのときに、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツと、日本語と片仮名を併記してよいかということである。

【委員長】

- ・それは第3次行動計画でもリプロの言葉は使われているので、使うことに何ら問題はないと思われる。

【副委員長】

- ・少し直して、マイナーチェンジしてもいいということか。

【委員長】

- ・全く問題ないだろう。もう少し広めの概念にできる。

**【委員長】**

- ・ここは、啓発、配慮、支援くらいにとどめて、定義でもう少しきちんと言おうということとする。他はいかがか。

**【委員】**

- ・「教育・学習に関する支援」が前回議論になった部分だが、「学習」という言葉がタイトルにある。一般的に「学習」というと、生涯学習のところからきた言葉のようだが、「教育・学習に対する支援」というと生涯学習のニュアンスがわからないのと、施策の部分の文章に「学習」という言葉が出てこないで、教育に対する支援だけでよいのかなという気がする。一般的には教育と並んで学習と言うと、生涯学習ではなくて勉強のように受け取られてしまうのではないか。さらに、ここで「学校教育をはじめとした保育、幼児教育、生涯学習その他」となっているが、家庭教育は入れなくてよいのか。「をはじめとした」がいいのか「のみならず」がいいのか、以上が気になった点である。

**【委員長】**

- ・本文では「教育や学習等」としている。

**【委員】**

- ・1行目に生涯学習は入っている。

**【委員】**

- ・「それぞれの教育や学習等に」とあるが、それが生涯学習を指すというところがわかりにくいのではないかと。

**【委員】**

- ・教育の場というくくりの中で、生涯学習が教育かということか。

**【委員】**

- ・そう。市民からの意見では、家庭教育も入るのではないか。

**【委員長】**

- ・入る。

**【委員】**

- ・そのような話だったので、ここをもう少し練ってもいいのかと考えた。少なくとも、タイトルを「教育・学習」とすることに抵抗があると感じた。

**【委員長】**

- ・文科省的には、家庭教育・学校教育・社会教育といているのではないか。

**【委員】**

- ・年齢が上の方たちの教育という意味で、教育でよいのではないか。

**【委員】**

- ・いまだに社会教育なのか。

**【委員長】**

- ・いまだにそうである。一生教育とも言われている。以前も議論したところだが、生涯学習の中に社会教育が入っているはずだが、家庭教育は入っていない。市における教育の場は、家庭とはまた別のところの専門エージェンシーを意味しているのではないか。

**【委員】**

- ・しかし、家庭教育についての啓蒙や男女の役割と性別、しつけのところは必須ではないか。それもあらゆる教育の場を含めてしまっていると言われればそれまでだが。そこはいいとしても、タイトルに「学習に対する支援」とあるところに違和感がある。

**【委員長】**

- ・この括弧書きのタイトルのことか。

**【委員】**

- ・要は2点あり、学習という言葉を残すかということと、家庭教育をあえて入れるかということである。あえて入れないと見えないという市民意見もあった。しかし、「あらゆる教育の場」に

入っているのによいという解釈もあるかと思う。

**【委員】**

- ・生涯学習が社会教育で、それも教育に含まれるのであれば一般的な理解として「教育」でまとめてしまってよいものとする。もしくは、「学習」を残すのであれば、「あらゆる教育・学習の場において」にすべきだし、「それぞれの教育・学習等に携わるもの」にすべきである。いずれにしても、どちらかにそろえないとすっきりしない。

**【委員長】**

- ・「あらゆる教育・学習の場において」、「それぞれの教育や学習等に携わるものに対し」としてはどうだろう。

**【委員】**

- ・「それぞれの教育・学習等」の「等」は、教育と学習のいずれにも含まれない何かがあるのか。なければ「等」はなくてよいと考える。

**【委員長】**

- ・「等」を取ることにする。

**【委員】**

- ・一般的に「学習」というと、自分で行う学習のような感じがする。

**【委員長】**

- ・自分が勉強するイメージか。

**【委員】**

- ・そのように全然違うニュアンスにとられてしまうのもつたいない。心理学用語だと、行動が継続して変わることを学習というが、そのようにとってもらえないのではないか。「教育・学習」というと勉強のように受け取られてしまい、ここに載せた意図と違ってくるのかなという懸念を抱いている。

**【委員】**

- ・生涯学習には主体的に学ぶという意味が含まれていると思う。一方、教育は教わる感じが強い。

**【委員長】**

- ・受け身的である。

**【委員】**

- ・そういう意味では、市民が主体的に学ぶということ自体は悪いことではない。学習というのはいろいろな場所で行われているはずである。

**【委員長】**

- ・上段で、生涯学習その他のあらゆる教育・学習の場と書いてあれば、下段の教育や学習に携わるものというのが、おそらくわかってくると思うが。
- ・「携わるもの」とあるが、この「もの」は人なのか、それとも何か。

**【委員】**

- ・人の意味だろう。

**【委員長】**

- ・では、これは漢字の「者」にしよう。「人」というのはおかしい。

**【委員】**

- ・団体であることも多いのではないか。

**【委員長】**

- ・たとえ団体でも「者」でもいいものか。「携わるもの」は「人」なのか「者」なのか。少し細かいが、後で考えることにする。とりあえず、「教育・学習の場において」と本文に入れることで、ただの学習の意味ではないということである。上段に「生涯学習その他のあらゆる教育」と書いてあるので、そのようなニュアンスでいかがか。「あらゆる場」というのが大事だということである。基本理念にも教育に関する箇所があるが、文言を統一する必要があるか。

**【委員】**

- ・基本理念も「教育・学習の場」にしたほうがよい。

【委員】

- ・資料4にある市民意見の中の「協働」の文言だが、6番の「責務」の2つ目に「協働」という言葉がある。これは「男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者その他関係機関と協働する」と書いてあるが、これをひっくり返して、「市民、事業者その他関係機関と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携を図る」としてはいかがか。つまり協働のほうを前に持ってきて、強調しておきたいと考えた。

【委員】

- ・先にすると強調したことになるのか。

【委員】

- ・現状のままのほうが強調されているのではないか。

【委員】

- ・一般的には先に書いてあるほうが強調されるのではないか。

【委員長】

- ・現状のほうが、すんなりくると思うが。

【委員】

- ・重きが置かれている気がする。

【委員長】

- ・どうだろう。協働のニュアンスは責務に入っていると思うが、いかがか。いただいた意見は何と書いてあるのか。

【委員】

- ・協働のあり方については、残念ながらほとんど触れられていないと書かれている。

【委員長】

- ・我々としては触れられていると考えるが、どうだろう。

【副委員長】

- ・触れられているものとする。

【委員長】

- ・ほかにいかがか。もう一度積み残しを確認すると、先ほどのリプロのところは、本文の書き方をあっさりにし、定義で少し具体的に示すということである。それから、教育・学習に対する支援のところも、もう一度考えられたらどうかということ。それから、特別な配慮に関しては、大筋はよいかと思うので、基本理念の6と7の間に入れるということと、それから前文である。
- ・では次回は修正したものを、その場で承認してもらうことで最後の詰めとしたい。

■議題（3）その他

○日程について

第12回条例検討委員会：10月12日（水）19時～21時、武蔵野商工会館 第一・第二合同会議室

— 了 —